

第二十四回国会
衆議院

国土総合開発特別委員会議録第十一号

昭和三十一年三月二十七日(火曜日)

午後二時八分開議

出席委員

委員長 廣川 弘毅君

理事 志賀健次郎君 理事 薄田 美朝君

理事 松浦周太郎君 理事 松田 鐵藏君

伊藤 郷一君 植木庚子郎君

川村善八郎君 瀬戸山三男君

南條 徳男君 本名 武君

渡邊 良夫君 北山 愛郎君

小平 忠君 芳賀 貢君

三宅 正一君 岡田 春夫君

出席國務大臣 正力松太郎君

出席政府委員 北海道開発
事務次官 白波瀬米吉君

北海道開
発庁次長 田上 辰雄君

總理府事務官 柏原益太郎君

(北海道開発
企画室主幹) 桑原 幸信君

委員外の出席者 総務府事務官
(北海道開発
庁経済課長) 桑原 幸信君

委員外の出席者 桑原 幸信君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

北海道開発公庫法案(内閣提出第六
三号)

○廣川委員長 これより会議を開き
ます。

北海道開発公庫法案を議題とし、審
査を進めます。

この際お諮りいたします。本案につ
いて、来たる三月三十日に北海道開発

審議委員会長黒澤西蔵君、元北海道拓殖
銀行頭取永田昌雄君、経済評論家桐葉
秀三君、四月二日に北海道知事田中敏文
君、北海道議會議長荒哲夫君、以上五名
の諸君を、本委員会の参考人として意見
を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○廣川委員長 御異議なしと認めて、
さよう決定いたします。

○廣川委員長 前会に引き続き、本案
に対する質疑を継続いたしますが、理
事会の申し合せもありますので、努め
て本法案の内容、逐条にわたっての質
疑をなされるようにお願いいたしま
す。通告順にこれを許可いたします。
小平君。

○小平(忠)委員 ただいま委員長か
ら、理事会の申し合せによりまして、
努めて本法案の内容について質疑をし
てもらいたいとの御発議がありました
が、これはたびたびの審議会におきま
して、すでに一般問題の質問は終つて
おりますから、私はその趣旨に沿いま
して、本法案の内容について若干質問
をいたしたいと思ひます。

○廣川委員長 前会に引き続き、本案
に対する質疑を継続いたしますが、理
事会の申し合せもありますので、努め
て本法案の内容、逐条にわたっての質
疑をなされるようにお願いいたしま
す。通告順にこれを許可いたします。
小平君。

○廣川委員長 前会に引き続き、本案
に対する質疑を継続いたしますが、理
事会の申し合せもありますので、努め
て本法案の内容、逐条にわたっての質
疑をなされるようにお願いいたしま
す。通告順にこれを許可いたします。
小平君。

○廣川委員長 前会に引き続き、本案
に対する質疑を継続いたしますが、理
事会の申し合せもありますので、努め
て本法案の内容、逐条にわたっての質
疑をなされるようにお願いいたしま
す。通告順にこれを許可いたします。
小平君。

○廣川委員長 前会に引き続き、本案
に対する質疑を継続いたしますが、理
事会の申し合せもありますので、努め
て本法案の内容、逐条にわたっての質
疑をなされるようにお願いいたしま
す。通告順にこれを許可いたします。
小平君。

○廣川委員長 前会に引き続き、本案
に対する質疑を継続いたしますが、理
事会の申し合せもありますので、努め
て本法案の内容、逐条にわたっての質
疑をなされるようにお願いいたしま
す。通告順にこれを許可いたします。
小平君。

○廣川委員長 前会に引き続き、本案
に対する質疑を継続いたしますが、理
事会の申し合せもありますので、努め
て本法案の内容、逐条にわたっての質
疑をなされるようにお願いいたしま
す。通告順にこれを許可いたします。
小平君。

この線に沿うて資金融資の請求があり
ました際に、それを具体的に公庫が取
り上げて投融資をいたしますので、事
前にこの計画を具体的に立てていくわ
けにいかないと存するのをごさいます。
それで一応御参考にと存して、「北
海道における適地工業について」とい
う資料を提出いたしておるわけでござ
います。それは、ただいま御要求にな
りましたような資金計画の資料と申す
わけにもいきませんが、御参考になる
うかと存するものであります。すべて北
海道の開発の進展のために、今後作られ
ます第二次五カ年計画の線に沿ひ、ま
た第十九条に掲げてありますような各
要件に沿うたものに対しては投融資を
いたします。その内容は、十九条の各号
に掲げてありますような種類の事業に
投資あるいは融資、あるいは債務保証
をするのだということになっておりま
すので、さうに御了承いたしたい
と存するのをごさいます。

○小平(忠)委員 開発庁長官もそのよ
うにお考えでございいますか。

○正力國務大臣 私も同様に考えてお
ります。

○正力國務大臣 第二次計画につきま
しては、今計画しつつあり、八月まで
には大体で上るつもりでおります。
目下資料を集めて研究しております。

○小平(忠)委員 三十一年度は第一次
五カ年計画完了の年であります。す
でに本年予算委員会や内閣に設置され
ている北海道開発審議会においても、そ
の実績について伺ひましたが、きわめ
て遺憾な数字であります。そこで三十
二年度からは、この第一次五カ年計
画の実施の経験に基いて、最も適切な計
画を立てて、国の経済六カ年計画とも
にらみ合せて進めなければならぬ問題
であります。このことは単なるベ
ー・プランに終つてはいけません。こ
の計画を着々実行していくためには、
国の予算と十分の関連をもつてそれを
実現に移していかなければならぬ。予
算の編成は一体いつからなされるか。
予算に対する作業は事務的にいつか
ら始められるか。三十一年度の予算は
本日国会を通過するが、それから直ち
に準備を進めて、八月ごろまでには、
例年の場合には、基本方針を閣議決定
をして、作業を進めるといふような段
階でいかなければなりません。そこで
この第二次五カ年計画については、も
うすでにある程度の構想ができ、作業
を進めていないと間に合わない。その
原案ができて、審議会に諮問すること
になり、資料を集めて着々準備を進めて

○正力國務大臣 第二次計画につきま
しては、今計画しつつあり、八月まで
には大体で上るつもりでおります。
目下資料を集めて研究しております。

○正力國務大臣 第二次計画につきま
しては、今計画しつつあり、八月まで
には大体で上るつもりでおります。
目下資料を集めて研究しております。

○正力國務大臣 第二次計画につきま
しては、今計画しつつあり、八月まで
には大体で上るつもりでおります。
目下資料を集めて研究しております。

○正力國務大臣 第二次計画につきま
しては、今計画しつつあり、八月まで
には大体で上るつもりでおります。
目下資料を集めて研究しております。

○正力國務大臣 第二次計画につきま
しては、今計画しつつあり、八月まで
には大体で上るつもりでおります。
目下資料を集めて研究しております。

○正力國務大臣 第二次計画につきま
しては、今計画しつつあり、八月まで
には大体で上るつもりでおります。
目下資料を集めて研究しております。

○正力國務大臣 第二次計画につきま
しては、今計画しつつあり、八月まで
には大体で上るつもりでおります。
目下資料を集めて研究しております。

いるというのだが、一体どの程度の進捗工合であるのか、この際的確に承わっておきたいと思ひます。

○正力国務大臣 お言葉を返すようですが、第一次計画はあまりうまくいっていないのではないかとのお話でございましてけれども、第一次計画は、御承知の通り第一に発電であります。発電につきましても七割四分一は完了しております。その次は道路、河川です。これは五割四分一は完了しております。こういふうちに、完全にいかなくなつたことは残念とは思つておりますけれども、着進めてきたわけであります。従つて今度の公庫法案を出したということも、何としても北海道には拓殖銀行がないのであります。長期かつ低利の銀行がないから、それゆゑに、こういうものを作つて、今言われた計画を早く実施に移したい、こういうことになつておるのであります。なお計画の詳しいことについては、次長からも申し上げます。

○田上政府委員 第二次五カ年計画がきつめて緊急を要するということにつきましては、小平委員のお話の通りでございます。しかしながら八月までに第二次五カ年計画を樹立いたしますならば、この公庫の運用につきましても、また今後三十二年以降の五カ年計画の予算編成についても、私どもは間に合ふものだと信じております。ただいまこの第二次五カ年計画の資料を相当集めておりますが、それにつきましても、大體経済企画庁の経済自立五カ年計画の線に沿つて編成されなければいけないという要請もございまして、さらにまた第一次五カ年計画を作りました際に、第二次五カ年計画に関連いたしました

すでに大きな方向というものを一応うたつてあるのでありますけれども、これは御承知の通り、第一次五カ年計画において各種の産業の基礎となる基礎施設を整備するのであるが、それを第二次五カ年計画においてもさらに拡充強化する、それとともに、新たに各地の産業の飛躍的發展を企図する、これを重点に取り上げるのだということをうたつておるのでございまして、この線に沿つて具体的な第二次五カ年計画を作らうといつたしておるのでございます。

従つて資料につきましても、従来の公共事業の資料だけでなく、産業関係の資料を新たに取入れ、なお全体計画に必要なデータといつたしましては、具体的には経済企画庁の応援を受けまして、それに必要ないろいろな調査をだいぶん前からいたしておるのでございます。従ひまして、大體それらの資料によりましてこれを積み重ね、あるいは検討を重ねまして、北海道開発審議会にかけ、そしてこれを閣議決定に持つていくというような手順も考えつてございまして、大臣からお話がありまして、大體おまな資料は作りつつあるのたつた通り、八月に間に合ふように作りたい。できれば七月中にそれを完了したいといふ目途で、目下努力いたしておる次第でございます。

○小平(忠)委員 ただいまの大臣並びに次長のお話のような計画でこれを進めていけるといふ、開発庁の機構、人員等はいかがですか。自信がございませうか。

○田上政府委員 陣容につきましても、ただいま御承知の通り、北海道開発庁はきつめて少人数で、五十人足らずの人員しかおりませんが、しかし相

当エキスパートをそろえておるつもりでございまして、全力をあげてこの陣容で五カ年計画を整備するはかばかしいと思ひます。しかしながら、なお専門的な方面、いろいろな地域、あるいは他官庁の方に依存をしなければならぬようなデータの必要もございしますので、これらにつきましても、それぞれ関係各省の協力も得まして、進めていきたいと思ひます。なお現地の開発局は、御承知の通り三千人以上の人員もおりますし、なお北海道庁の方にも総合開発本部もございまして、これらにつきましても、北海道全体の五カ年計画という観点から、いろいろな資料をそれぞれ要求しておるのでござい

ます。これらの協力を得まして、全力を尽しまして、できるだけつばな第二次五カ年計画を立てたい、こういう構えでおりますので、私どもは五カ年計画を作成するにつけて、今日の陣容をもつて必ず作り得ると信じております。

○小平(忠)委員 私があえてこの問題をお伺ひしたのは、次長から第二次五カ年計画の問題に触れたから、この際承わつておきたいと思つたのです。が、率直に申し上げて、私はまだ何ら具体的に手をつけられていないと思ふのです。これからやつて八月までに完成したい、できれば七月、これではおそいのです。大體大體の骨子はもうできていなければならないのです。それに学識経験者なり、あるいは各界の知識を動員して、そうしてつばなものでつち上げていってこそ、実施に近い計画ができる。先ほど大臣は五カ年計画は非常に好成績である、それは電源と道路等、一部についてはその実施のパーセンテージも非常に高いでしょう

が、全体的に見て、まず五カ年計画の第四カ年の実績を見た場合において四二%、それを五カ年全部見まして、まあまあ大體半分、よくできたというのでも、まあ大體七、八十パーセントまでいけばいいという一つの見方ですけども、半分くらいの実績で非常によかつたといふようなことは、私はどうかと思ふのであります。同時に第二次計画につきましても、率直に申し上げて、これは現在の開発庁の企画室なり、あるいはそれぞれの担当の課がありまして、これを有機的に総動員して、同時に現地局たる開発局の協力も得るなれば、私は現在の陣容でできないことはないと思ふのですけれども、現在の開発庁は、実施官庁ではないのです。やはり一種の企画庁なのです。ですから、そういう計画に、調査に重点を置いてやつていた方がいいと思ふのですが、率直に言つて、どうもしたい、ああもしたい、それは構想だけであつて、考へておられるだけで、具体的にどうだという作業が進んでいない。これは私は公庫法なり、さらに今度の北海道の総合開発において大事な点でありますから、特にこの点を強く要請しておきます。

次に最初のことに戻りまして、大體公庫ができてから資金計画なり、あるいは投融資計画なり、そういうものを作つていくのだ、これは私はほとんどない話だと思ふ。そういう公庫を作つて、どういふところに融資する、投資をする、資金計画はどうだといふような構想がなく、国会の審議を仰ぐという

ことは、私は不愉快なものであると思ふのです。だから、冒頭に、この委員会の開会冒頭に、まずそういう計画はどうなつておるか、ということをお伺ひしたい。同時に、このことは昨年の春以来、審議会において特に小委員会を作つて、當時は開発公庫はなく、北海道産業振興開発公社で、名前は変わりましたが、中身は大體同じです。そういう形で審議し、さらにこの最初の構想であります北海道産業振興開発公社が北海道開発公庫に名前が変つた際、現に政府からはその資料として、審議会に資金計画なり投融資計画が提出されております。その当時審議会ではそういう資料をわれわれの手に配付されても、国会の審議にはそういう資料の配付はできませんか。

○田上政府委員 公庫ができてから資金計画あるいは事業計画を立てるのだ、ということをお伺ひしたつもりはないのでございまして、これは具体的な事業計画、資金計画を四半期ごとで作るといふのが二十三条にございまして、いよいよこのときに具体的な計画がきまるのだ、ということの説明をいたしたつもりでございまして、むしろ公庫ができてから前に、こうした法律を制定いたしまして、大きな方針を法律によつてきめるわけでございます。第一条の北海道における産業の振興開発を促進するといふ、大體目的のために沿う事業でなければならぬ、そうしてまた、第十九条にありますが、五号にわたるこの種類の事業を期待をいたすのだ、さらにまた、第二十条にありますが、業務方法書に具体的なことをきめていくのでありますから、公庫の設立前に、一応公庫が資金を運用していきまする方向なりワックナリを、そこできめていかれるわけでございます。それに関連しまして、具体的な運用の資料

きわめて重要な問題がある、と申しますのは、これは長官にお伺いいたしますが、開発庁長官は内閣に設置されておりまする北海道開発審議会というものをご尊重されるのですか、あるいは審議会というものをどのようにお考えでありますか。

○正力国務大臣 申すまでもなく審議会は尊重いたします。しなければなりませんが。

○小平(忠)委員 そうでしょう。そういたしますと、これは北海道開発庁から北海道開発審議会の議事録として、ここにまとめてあるのでありますが、この審議会で、実は昨年の春以来は、わめて慎重に取り扱われた問題は、公庫の運営についてのことであり、これは公社の場合でもそうであります。公庫の場合もそうですが、まず運営、経営の適正を期するために、最初は参与というような問題がありましたが、これも、これではいかないというわけですから、経営委員会というものになりまして、この経営委員会については、長日月論議いたしました、最も公庫の運営適正を期するためであり、この経営委員会の制度を設けたものであります。ところが、これに對しまして、一月の十一日に、北海道開発庁長官は北海道開発審議会会長として、六日十日付をもって貴審議会より建議があったこの北海道開発法案について、いろいろな事情を加えて、建議の趣旨を尊重して一部修正を加えて、別冊の通りさらに諮問いたしたいというわけですから、今度は北海道産業振興開発公庫と公社というものが北海道開発公庫法に名前が変り、さらにその内容として、ここに具体的になったのは、当時経営委

員会という名前が管理委員会という名前に変わりました。名称は経営委員会から管理委員会に変わりましたが、中身は大体同じでありますから、この点は問題ないこととあります。この管理委員会というものを、これは長官が北海道開発審議会に諮問した。さきに六月に建議があったのは、その後いろいろ修正して、最終案としてこういう形になったから、これを一つもう一ぺん審議してくれという諮問を受けたわけですが、審議会は、これは慎重審議とは言えないかもしれない、いろいろ国会予算の提出等の時期がありまして、非常に急いでこの内容を検討して、審議会は希望意見を付しまして、全会一致、あなたが諮問されたこの公庫法案に對しまして同意を与えて、そうして答申をしたわけでありまして、ところが今度国会に提出された法案を見ますと、この管理委員会なるものはどうかへふつ飛んじやって、ないのです。これはどうしたんです。大事なことは、審議会が政府からの諮問を受けて政府に答申をする。その答申をされたものが、政府の意向によってこれは一部修正なり——今回の公職選挙法の一部改正について内閣選挙制度調査会から答申したような、ああいう大きな変更などというものは例外でなければ、大体答申というものは非常に尊重される。審議会というものは政府の諮問機関ですから、修正されるということとは、これはあり得ることとあります。私の指摘しているのは、そうではないのです。何回も何回も議論を重ねて、さらに政府が内容も名称も変えて、こうしたいといつて出してきたものを、これを今度勝手に変えるということとは、こ

れはあまりにも、あなたが先ほど言われた審議会というものは尊重しますという御意見とは違ひます。これは断じて違ひます。これはどうしたのです。

○田上政府委員 北海道開発審議会におきまして長月を費して研究しました結果、管理委員会を置く案になっておりましたことは、小委員のお話の通りでございます。しかし管理委員会の制度につきましては、これは大蔵省当局でもこの必要がないという意見がありました。むしろ法制局が各法案を審議いたしておる權威でありますけれども、法制局の意見といたしまして、管理委員会は必要でない、他にこの法案をやらんになっておわかりになります通りに、この公庫は政府の相当徹底的な監督を受けることになっております。主務大臣は監督上必要な命令を出すこともできますし、そのほか公庫の設立、それから業務の方法につきましても、ごらんになります通りに、主務大臣の認可を要することになっておりますし、あるいは理事長、監事は主務大臣が任命をする、理事の任命につきましても認可を受けるというふうに、非常に監督が徹底しておりますので、管理委員会の必要はないという強い意見でございます。私も開発庁といたしまして、その意見に同感でございます。たのでございます。なお管理委員会を使つております他の政府機関もござい

ますが、順次管理委員会をやめて、そうして理事長に責任を持たせよう、それによつて一そう責任の帰属がはっきりするといふような点もその理由になつておるのでございます。かくして変更はいたしましたけれども、この変更の内容につきましましては、北海道開発審議会にも連絡をとつておるのでござい

す。北海道開発審議会は、御承知の通り北海道開発庁長官の諮問を受ましてそれに答申をいたし、また北海道開発審議会自体が審議、調査をいたしまして、建議をいたすことになっておりますが、法制上から申しますと、必ずしも審議会の決定した通りを北海道開発長官が実施しなければならぬといった窮屈な規定はないのでござい

ます。北海道開発長官としては、また長官としての責任を持った処置を十分いたすが、むしろ本筋でございまして、この場合におきましては、北海道開発審議会の意向を十分尊重いたし、なおそのでございました案につきまして、本筋を変更することなく、この運営が一そう改善されると信ずる点を北海道開発庁といたしまして修正をいたしまして、そしてかくのごとく提案をいたしておるような次第であります。

なお審議会に對しましては、北海道開発長官としましては、従来とも御承知のように、むしろ審議会と一体になりまして、いろいろな事務を運んで参つておるのでございまして、決して審議会を軽視するといふふうなことはありません。なお将来にわたりますとも、同じように緊密な連絡をとつて進んで参りたいと存するのであります。

○小平(忠)委員 長官はこのことを御存じでございませうか。

○正力国務大臣 北海道開発長官に違ひありませんが、実は正直なことを申し上げますれば、私の赴任前のことでございまして、詳しく聞いておりません。

○小平(忠)委員 それはさうして大事

なこととあります。長官が諮問をして、長官に答申しているこの公庫の法案について、去年の春以来ほんとうに何回——この速記録をごらん下さい。これだけ審議している重要な問題点を、長官どうなんですか、あなたは御存じな

んですか。それから知らないといふれば、これはさうして重大な責任問題です。それをまずお伺いしたい。

○桑原説明員 今の点について御答弁申し上げますが、正力大臣になりましてから黒澤審議会会長に對して、公庫法案の管理委員会のついでに、公庫諮問をいたしました。その後において政府の案として出す場合において、管理委員会というものを削除いたしました。

○小平(忠)委員 審議会がその答申をしたものを、政府がいろいろ都合によつて変更することはあるのです。ところが私の言っているのは、これは正力長官の前任者かもしれない、その六月に答申したときの内容には、経営委員会というものがあつたのです。それを今度正力長官が再びさらに検討を加えて、一部修正を加えて、別冊の通り諮問をするというその内容は、経営委員会が今度管理委員会に名前が變つてお

る。これは相当検討しておるはずで、それで特に問題になつた点であるし、十分検討した点を、政府の原案として審議会に諮問したものを改めるといふことは、これはほかの問題とちよつと違ひます。これはいかに詭弁を弄して

もだめです。少くとも次長は審議会に連絡したと言が、こういう重大な問題について連絡しなかつたならば——先般のことをわれわれが審議会で決定をして、政府に答申してから審議会を

持たれたか、審議会の黒澤会長から本件に對する何らの説明もございません。また文書による報告もございません。これはさうして重要な問題なので、私は大臣に伺ひます。あなたはどのいきさつについてどういふふうに考へて処理されたか、あなたが審議会に諮問したものを、どういふ理由によつてこれを改められたか、お伺いいたします。

○廣川委員 正力国務大臣に申し上げますが、先ほどの答弁中御訂正される点がありますれば、あらためて御訂正なさつた方がよろしいと思ひます。明らかにいたしたいと思ひます。

○田上政府委員 正力大臣が前大臣のときの事項であるとおっしゃいましたことは、私どもの補佐の誤りでございます。まことに申しわけない次第であります。しかし小委員のおっしゃいました管理委員会を訂正いたしましたことについての審議会との連絡は、資料によりましてもう少し詳しく調査をする必要があるかと思ひますが、しかし実際上は審議会と並びに理事の方には十分連絡をいたしたと記憶いたしておりました。その後何らその点については支障なく、審議会と会長の間は取り運んで参つたものと信じております。

○小平(忠)委員 私は審議会の理事であります。何らの連絡も受けておりません。会長からも連絡を受けておりません。とんでもない話です。これは審議会から答申をした後における問題であつて、その連絡とかそれはいいのです。それを言つておるのでなく、開発長官が六月に、すでに前長官のときに、この審議会から建議を受け、それを検討して、さらに当時経営委員

会であつたものを、今度は管理委員会と名前を変えておる。それで、原案として開府庁長官が諮問してきたものをどういう理由で変えたのですか。これは審議会を尊重しますとか、審議会の意見を十分に聞くとかいうことではない。

○田上政府委員 これは、先ほど申し上げましたような理由で変更いたしましたのでございます。この北海道開発公庫法案につきまして、その本質を変更するものではなく、内部の一つの機構として、これを改正した方が適正であると考えまして変更したのでございまして、そのことが審議会の意向をはなはだしく尊重しないということではないと思つております。それにつきまして、今連絡をどうやうたがとしてお尋ねでございますが、私どもとしては、審議会は始終連絡を密にしておりまして、小平委員のよく御承知のところであらうかと思つてございします。その審議会との連絡の具体的な方法をどうやうたかというところは、少し調査をいたしまして、また別の機会にお答えいたしたいと思ひますが、連絡につきましては、御了承をいたしたいと思ひます。

○小平(忠)委員 その連絡云々を私は言つてゐるのではないのです。最初に六月に審議会から建議して、それに基づいて政府もずいぶん検討して、当時、北海道産業振興開発公社なるものが、北海道開発公庫に名前が変つた。その過程において、政府の方でたびたび問題になつた例の経営委員会を取り下げ、管理委員会と名前を変えた。政府の原案として審議会に諮問してきたものを、別な事項を審議会に諮問をし

て政府が変えるならばいいですよ。政府から出してきたものです。ずいぶん議論をして……。それをなぜ変えたかというところが一点なんです。

その次は、これはどうしても長官なり次長から、私が理解できる責任ある御答弁を願ひたい。この問題については審議会に諮つてありますと言ひますが、審議会にこれを削除したことについては、正式に何ら諮られていない。同時に、この問題は、審議会全員、昨年の春以来、参与制とか、経営委員会とか、管理委員会とか、名前は変わりましたが、管理委員会と、せひこつちのものは置かなければならないという強い意思のもとに設置された。現に日銀といへども政策委員なるものがあるわけですから、その他日本の政府機関の公社、公庫等においては、この運営の適正を期するために、こつちの経営委員会、運営委員会的なものがあります。鉄道にもあります。現にその資料はこの速記録についているではありませんか。そういう点を十分に検討した結果設けられたものを、どういふ理由によつて廃止したかということ、これを廃止するということについて、審議会には今まで正式にかけられておりませんから、これは審議会において必ず問題になります。おそらく私は多数の人がこれについては理解できないと思ひます。この点について責任ある御答弁を願ひます。

○田上政府委員 経営委員会または管理委員会の制度は、お話のように国鉄にもございまして、電電公社にもございします。しかしながら、公庫としては、そういう制度はないように思ひますのでございします。大蔵省、法制局におきま

ても、この点を指摘いたしましたして、これはむしろ公庫自体の運営上、責任の帰属を不明瞭ならしめるというような説明もございまして、他の公庫と同じように、この管理委員会をよした方がよいということもございしました。そのかわり、と申しましたらどうかと思ひますが、この法案でござらんになりますように、公庫に対しては主務大臣が厳重な監督をいたし、理事長、理事に全責任を持たして運営の万全を期しようという建前になつておるのでございします。

○小平(忠)委員 それは次長、当りまえのことですよ。少くとも政府機関たる公庫の運営については、監督規定において、理事長なり理事に十分な責任と、また主務大臣が監督するなんといふことは、どんな法律でも少くとも政府が出資する機関においては、これは当然なことですよ。先ほどの説明によりまして、まだ資金計画、投融資計画もできていない。そうなつてくると、昨年の春以来検討した経営委員会とか、参与制とか、そういう運営の適正を期するための処置というものは、全く抹殺されたことになるのです。これはどうするのです。すべての政府機関、公庫とか公社とかいふものの監督の強化でありますとか、あるいは理事長なり總裁に対する主務大臣の監督権限の付与、これは当然のことなんですよ。そういう点はありませんか、配付された資料にもありますように、公社等において経営委員会があつて運営の適正を期することをはかつて、法の適用がいかないというから、大蔵省からいろいろ意見があるから、それでは私は納得できない。少くとも開発庁

が、開発公庫は北海道総合開発のために、国の産業開発のために、経済自立のために必要だと確信を持って出し、審議会もその決意を持って出したからには、別にこつちの公庫が、管理委員会とか経営委員会を持つていけないという憲法の規定はありません。どこにそんなものがありますか。これはやはり信念を持ってやるべきである。ましておや、今日そういう計画がないとすれば、資金計画なり、投融資計画が正を期するための委員会というものがあつて、それを答申したのです。それを削つてしまつた。そこに問題がある。ずいぶん繰り返して申し上げましたが、この点について正力国務大臣はどのような考えでありますか、お伺ひいたします。

○正力国務大臣 ただいま御質問の点は、まことにどうもなにごとでございします。私も御趣意には賛成であります。先ほど私が答弁いたしましたのは誤まりでありましたので、ここであらためて訂正いたします。いかにするかということについては、なお慎重に考えまして研究いたします。

○小平(忠)委員 本案の主務大臣である長官が、本件に対して、私の意見がまことにどうもな意見であるといふ。従つて、これについてはさらに慎重に検討してお答えする。そのことは、そうおっしゃるのですから、一つ十分に慎重にお考えいただいて、その上で私はさらにこの法案の審議を進めることに応じたいと思ひます。同時に冒頭に申し上げた、本委員会

の開会冒頭であります三月の七日に、与党も野党も一致して本案を審議するために最小必要限の資料を要求した。特に公庫の運営について、まずさしあたり本年度はこつちの計画で行くのだという、資金計画なり投融資計画というものは当然あるべきであり、その資料はこれは当然御提出願ひなければならぬ。そういうものを検討した上でなければ、この公庫を作つて、法第十九条のかくかくの業務をやるのだ、そこに八十億の金を投資なり融資してやるのだ——これで国会で法律を審議する。委員長どうなんですよ、御無理でございましょう。とてもこんなことで法案の審議なんかできるものじゃないですよ。私はこの機会に申し上げますが、この公庫法案については、北海道の開発は、日本の経済自立のために、日本の復興のために、どうしても必要であるといふ見地から、特に国土開発委員会ができて、この委員会の冒頭に提案されてやつておるのであります。これは与党も野党も一致して、すみやかにこの法案を審議をして上げようという気持ちについては、われわれ野党といへども何ら変わりありません。積極的に協力いたします。しかし、そういう重要な問題をあやふやにして、中途半端にして、その点を明確にたださないで、そうしてこの法案の審議を進めるといふことについては、われわれは協力できない。これはきわめて重要な資料でありまして、特に三月七日の委員会において、委員長が委員の全員の承認のもとに政府に要求されておるのでありますから、どうぞ委員長からも提出方を要求願ひまして、これに対する政府当局の回答を伺ひまして、私の賛

問を終りたいと思います。

○廣川委員長 正力國務大臣から何か発言ございませんか。

○正力國務大臣 先ほど申しましたが、御意見はまことにございと思ひます。しかし、この法案でできる政府の方では思ひますから、どうぞよろしく審議を願ひます。

○廣川委員長 小平委員の申し出は、政府の方にお伝えいたします。

○小平(忠)委員 大臣、去年かおとしのことなら、忘れて、その発言の内容が変更ともあり得るけれども、今あなた言つたばかりじゃありませんか。一國の大臣として、あなたの意見はまことにございと思ひます。重要な点であるから、十分に研究してその上で御返事します、こう言つた。今何分たつたのです。それがもう心變りされたのですか。

○田上政府委員 私からちよつとその点に關して申し上げたいと思つたのでありますが、管理委員會の問題は過去におきまして審議會で審議いたしました。際の際いささつ問題でありまして、今日ここに提案している本案におきましては、ただいま正力大臣からお答えのありました通りに、この法案で十分公庫の監督もできるし、これで十分であると思つたのであります。私どもも管理委員會の問題につきまして、別に法制局がどう言つたから、大蔵省がどう言つたから、こういうことだけで、変えていくのではないのであります。一応いささつを申し上げたのであつて、あくまでもこの原案の通りに、管理委員會でなくして、この法律による主務大臣の監督で十分だと信じて、こ

の法案を提出してあるのであります。この点誤解のないようにお願いいたします。

○小平(忠)委員 次長は非常に苦しい答弁をされておる。ということは、長官は非常に正直な人のいい方でありまして、ほんとうにまじめに質疑応答を通じて、陰の聲ではなくて、真実を思つたことを、責任ある大臣として答弁された。これが正しいのです。あなた方も、ほんとうは公庫の運営はそ

うありたいと念願しておるのだけれども、やはりある方面の圧力もあつて、困つたものだと思つておるのではありませんか、そんなものは別におそれることはないのです。私は、関連質問も同僚委員からあるようでありまして、これだけやめますが、最後にこのことを通じて了承できません。これは究としまして十分に協議しなければならぬ点であります。私は、法案の逐条については、冒頭に申し上げましたように、審議會において一応その委員の一人として審議に加わつた立場から、細部に關するところの質問は、他の同僚委員に譲りたいと思ひます。きわめて重要な点についてお伺ひ申し上げます、私のきよりの質問を終りたいと思ひます。

○廣川委員長 小平委員の質問に關連して、北山委員から発言を求められております。これを許します。北山委員。

○北山委員 ただいまの質疑をお伺ひしたのですが、私は、国土開発審議會の方の答申のいろいろな経過とか、そういうものもよく知りません。また北海道の出身でもございせんから、比較的公平な立場から、ただいまの質疑

に對しましてちよつと感じましたので、お伺ひしたいと思つたのですが、小平委員の言われる、これだけの公庫を作つて、そうして相当な政府資金、公共的な資金というものを使用する権限をそれに与える。かりに大臣が監督をするからいいんだというところだけで、これは納得できないと思つたのです。政府主務大臣が監督をすれば何でもいゝというならば、これは予算などには要らないのでありまして、政府に執行させる予算を、相当な点まで国会においてきめなければならぬといふことは、政府がかりに監督、運営をするとしても、やはりそのワクといふものはおのずからきまつてゐるだらう、こういう趣旨において、いろいろ

今の小平氏の意見等があると思つたので、私がちよつと感じましたのは、この八十億なら八十億のワクの資金を北海道のいろいろな事業に投融資するといふのですが、この十九条には大体大ざっぱな案が出ております。しかし、これだけの説明では、八十億なら八十億といふ金、あるいは二百億の債券発行を予定しておるのですが、そういう数字がどうして出てきたのかわからな

い。これはやはり、それだけのものが必要であるという基礎の上に立つて出てきておると思つたのです。従つて、ただ腰だめに八十億といふことだけでは、納得できないと思ひます。やはり北海道の今置かれておるいろいろな資源あるいは産業等の事情からして、この第一案に書かれておる、一般の金融機関が行ふことを困難とするような長期資金、こういうものとしては、大体八十億なら八十億といふものが必要であるといふ計算があるのじゃない

かと思つたのです。その計算はやはりお示しを願ふといふか。ただ、めくらめっぽうに金が要りようだから出してあげばいいといふことでは、納得できないと思ひます。だから、まず八十億といふようなワクが生まれてきたその基礎になるいろいろな資料、そういうものを聞いておると思つたのです。何も具体的な、特定の企業に出すのか、出さないので、そういうことを聞いておるのじゃないか、そういうことを聞いておるのじゃないかと思ひます。少くともそういう資金のワクを設定する以上は、この基礎になる資料があるはずである。これを

お示しを願ふと、やはり審議がむづかしいといふことは、これは当然だと思ひます。ですからその点を一つお伺ひしたい。

○田上政府委員 北山委員のお話の、八十億の何か目当てがあつただらう、こういう御質問は、ごもっともでございませう。しかしながら、先ほど申し上げますように、八十億の内容はどうかなのかといふことは、実はきまつておりません。それでは八十億になつたといふきさつはどうであつたか、こういうことになりまして、その点は実は予算の折衝の過程におきまして、先ほど小平委員からもちよつとございませうかと思ひますけれども、三百億といふ数字は、一応出ておるのでもございませう。しかしそれは、一応いろいろ予想される事業を積み重ねますと、三百億といふ数字が出たのでございませうが、それは折衝過程におきまして財政……(三)百億じゃないだらう、二百四十億だらう(と呼ぶ者あり)その三百億と申しますのは、大体北海道の道地工業と考へられるものをいろいろ計算しまして、かりにこれらをやるとすれば、三

百億くらいになるのではなからうかといふ程度の資料でございまして、これも審議會には一応出した資料でございませうが、しかし折衝の過程におきましては、この八十億をどういふふうに使ふといふ具体的な内容を持つておらない金なのであります。腰だめといふふいふ言葉をお使いになりましたが、腰だめといふ言葉が、もしその内容のはつきりしない金だといふ意味でございませうならば、やはり八十億の、その内容のはつきりしない金額であるといふことになるわけではございませう。

従つてその八十億の内容は、先日御説明いたしましたように、産業特別会計から十億と、預金部資金の方から三十億、民間資金を債券発行の關係で四十億、といふふうなワクをきめられてゐるだけではございまして、それを使う用途といふものは、全く法律によつてきめていこうといふことになるわけではございませう。北海道の産業開発促進の大目的に沿つた事業でなければならぬといふことが第一条件でございませう。さらに事業の設備の取得、補修、改良等に伴う長期の資金を必要とするものでなければならぬといふ制限があり、さらに石炭または可燃性天然ガスの利用度の高い工業、以下五項目の各条項に當るものに対して投融資等を行うといふことで、ワクがきめられるわけではございませう。もう一つ申しますならば、業務方法書の制定に當りまして、相当具体的な額がこの線に沿つてきめられていくわけでありませう。こういう意味の運用資金でありますのは、金融機関としてやむを得ないことであらう、こう考へるのでございませう。

○北山委員 金融機関が業務をやる場

合にはやむを得ないと言いますが、しかし、少くともそういうふうな金融機関を作り、一定の仕事をするために、北海道の産業開発のための使命を帯びた機関を作るといふ立場からいえば、ここに第一条に抽象的に述べられた諸条件、これに当てはまる適地産業というものは、おのずから北海道という現実のこの事態において出てくるのではないかと。そうして出てきたものが、今お話をした三億という所要資金であったのではないかと。従ってこの案の計算の八十億なり、あるいは二百億の債券発行の基礎になるものは、やはりその三億というものはなかったのですか。それを全然別個のものであったと言えないと思うのですが、ただいまのお話でも、やはりこれだけの金が必要というそのもとになった算定の基礎というものは、やはり三億という当時のものが前提になった、その基礎になった、こういうことは言えないのですか。

○田上政府委員 三億というものは、いろいろ種類の事業を、いろいろの資料によりまして出したものもございしますが、同時に、単にいわゆるその方面の実業家の意見によりまして、こういうものが予想される、こういうことで掲げた内容のものもございします。従って、これをさくばらんに申し上げますならば、その事業内容、こういうものが将来果してできるであろうかどうか、これはいろいろ技術的な問題もあるし、あるいは将来北海道に持つていっても、企業採算上できるかどうかというふうな点について、どうかと思われるものも、中にはあるわけでございます。従ってこれは、公庫が

できたならば、これこれをやるものだという性質の事業とは、確信を持つて言い得ないものも入っておるわけでございます。そういう意味の資料でございますので、ここで、この公庫の融資対象と混同されることを私ども非常におそれるわけでございます。公庫の融資対象の事業としては、また新たな観点からこの法律の各条項に従ったものが北海道に生まれてくることを期待し、それに対して融資が個々に行われていく、こういうふうな考えでおるのでございます。

○北山委員 これはやはりこういう機関を作り、そして政府資金も使って産業を振興するといふ以上は、やはり北海道に適した産業を振興させたいといふ一つの政策があると思うのです。従って政策がある以上は、しかも実際の条件があるのですから、こまごまにかにこういう産業を振興させたいと思つても、許さない、できない産業はしようがありません。これは考えるだけむだですが、そういうふうな両方の条件をならみ合せて、政府としてはやはりこういう政府機関を作つて、そして金を流して、この産業だけは振興させたいし、北海道の立地条件から見ても、これならば振興できるといふものがついております。これは計画的な開発とは言えないのではないかと。思うのです。私は、その程度のこういう産業が、あるいは木材の糖化工業であるとか、いろいろあると思う。そういうものの種別——個々の具体的な企業は、企業じゃなく、産業じゃなく、そういうものがある程度はなければならぬと。これは、やはりそれからもう一つは、これは、やはり

り一般の道路や港湾、あるいは河川等の公共事業とマッチしたものでなければならぬはずで。従つて、やはり地域的に、この地区はどういう産業、というふうな産業立地と、その他の公共施設の計画とマッチしたものでなければならぬはずだから、そこから見ても、当然ある程度の産業の種類くらいのもので、あるいは規模というふうな程度のもので、なければならぬと私は思うんです。今それを示すと、あとで差しさわりのあるというので、出したくないんだらうと思うんですけれども、しかし、これはどうしてもほしい。こういうものを国費を使い、あるいは政府の資金を使ってやらせるんですから、ある程度のめどをつかまなきゃいけない。もしも公庫の性質上、そういうものをあらかじめ示すことができないというならば、やはり国会としては、こういう初めから計画のわからないうような事業にたくさんのお金を出すことは危険であるから、そこで、これはただ政府にだけ一任するわけにもいけません。従つて民主的な運営をはかる上において、どうしても公庫の中に経営委員会等を設けなければならぬといふのは当然だと思つて。住宅公庫あるいは住宅公庫のごときは、住宅を作るんだというところであり、しかもあらかじめある程度の計画がきまつておるから、まあ、そこを差しつかえないともいへる。ところが、この公庫といふものは、いろいろ雑多な企業に対して融資をしたり、債務保証をしたりする。だから、あらかじめある程度の計画があるならば、こういう仕事をやるんだということができる。それがわからないとなれば、やはりそういう機関を設けて、

そこで一つの調整をやつていかなければならぬ。これは当然のことだと思つて。従つてそういう意味において、私は、先ほど正力大臣が、ずいぶん検討しなければならぬと、こう申されたのは、おそらくその間のことを考慮して言われたんじゃないかと思つて。そういうふうには私は考えて参ります。先ほど小平委員が言われた、やはり管理委員会なり経営委員会というものを、この機会に公庫の中に設けなければならぬといふのは、もつともだと思つて、またこれに対する大臣の答弁も、これはやはり当然のまじめな考えを申されたのだと思つて。しかし、それ、まだ時間が早いのでありますから、政府としてはお考え直しをして、その上で修正をしてお出しになれば、国会はおそらく承認するだろうと思つて。そういうお考えがあるかないか、これを承りたい。それから、そういう意味合いから、経営委員会のごときものが必要であると思つて、これに対する考えを聞きたい。

○田上政府委員 お話の、地域的な、立地的な計画があるべきだといふ点は、ごもっともでございます。私どももその地域的な立地計画を作るために、第二次五カ年計画を急がなければならぬ、こう申しておるのでございします。しかし公庫といふことは、具体的なその産業をきめるにつぎまします。いろいろな公庫らしい考え方が必要なのでございまして、第一には、北海道開発のためにぜひ振興させなければならぬ産業というものは、お話を通り五カ年計画で具体的に出来るわけでございます。しかしながら、公庫

としましては、その計画がきまつても、民間にその事業が起つていなければ、融資の活動はできないわけでございます。また公庫といふことは、一般市銀行において融資ができるものは、できるだけその方でやつてもらふ。そうして実際に採算が合わないけれども、国家的に考えて非常に重要だといふ事業が、北海道にはいろいろと予想されるのでございしますが、そういうものに対してこそ、この公庫が真に長期の融資をして、育て上げてくれなければならぬのでございします。従つて、いろいろな要素がございします。北海道開発の五カ年計画に必要なものの全部をこれに取り上げるというわけでもないのではありません。ただ全体的に、従来の地域的な条件を考えまして、そうしてある地方にはチタンの工業を起すべきである。ある地方には木材糖化の仕事も必要であり、チタンの糖の事業も必要ではないかといふふうなことが、順次考えられていくわけでございます。

従つてそういう意味におきまして、この十九条にあげております各号につきまして、先日例として御参考までに申し上げましたが、第一号としましては、低品位炭の利用による製塩工業だとか、あるいは第二号の場合においては、チタン工業であるとか、三号の場合にはチタン工業といふふうな、多少例示を申したような次第でございます。その辺が、これにつきまして具体的に申し上げられる限度でございまして、これ以上のことは、公庫ができません。で、北海道の第二次五カ年計画も整備され、業務方法書も具体的にでき上る、従つて公庫としましては、それに

七

よって具体的に事業計画なり、資金計画を自主的に作っていかうということでございます。それを主務大臣が一々認可をして、その内容を検討しながら、監督を加えていくということでございます。そのほか監督としましては、役員の第十條には、理事長及び監事は、主務大臣が任命をする。そうして理事は主務大臣の認可を受けて理事長が任命するといふふうな規定がございます。さらに十九條におきましても、五号は主務大臣が指定することになっております。業務方法書は主務大臣の認可を受けなければならぬことになっております。ここに主務大臣の監督の条項が、この法案については相当多いのでございます。そして總括的には、主務大臣が監督上必要な命令を出すことが出来るということ、三十三條の第二項に規定をいたしております。こういうふうな主務大臣は、これらの条項によりまして、十分公庫に対して監督を加えていくのでございますので、特に経営委員会を置く必要はないと考えるのでございます。

○小平(忠)委員 議事進行。先ほどの長官の御答弁の次第もあり、さらにまた、私の質問に対して北山委員から関連しての質問がありました。その御答弁も、きわめてこれは重要な政府の答弁でなからうかと思ひます。このよう重要な審議を進めておる際に委員の出席は、御承知のような状態でございませう。今後この委員会であれわれはすみやかにこれを審議して上げようといふことに積極的に協力するといふ立場から、私はこの際委員長において委員の出席を督促せられて、真剣にこの法案の審議に当たっていただきたい

と思ひます。従つてこの場合国会法第四十九條の「委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。」という規定によりまして、この際暫時休憩されて、委員の出席を督促されんことを望みます。

○廣川委員長 それでは休憩いたしまして、督促いたします。

午後三時四十一分休憩

午後四時一分開議

○廣川委員長 これより再開いたします。

本日はこの程度で散会いたしまして、明日午後一時より開会いたします。

午後四時二分散会